おびひろ避難支援プラン

（ 全 体 計 画 ）

～帯広市災害時要援護者避難支援計画～

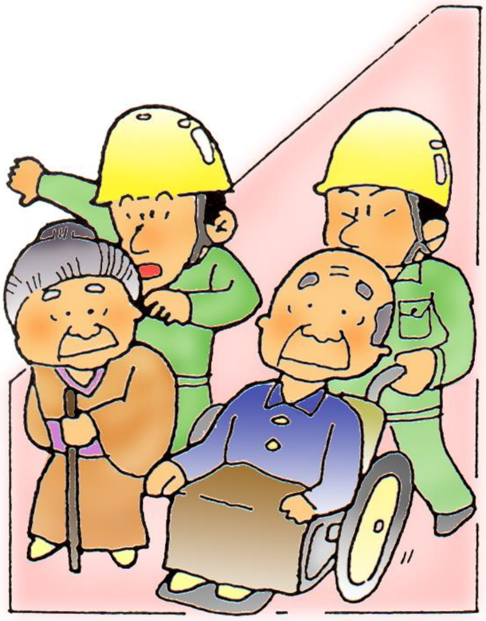

令和５年３月

帯　　広　　市

目　　　　　次

第１章　総　則

１　策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　対象とする災害時要援護者・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　平常時の対策

１　情報収集など個別計画作成の進め方・・・・・・・・・・・・・・３
（１）推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）情報の収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）把握する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）情報の管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（５）情報の守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）避難情報の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）避難情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-8
３　避難施設の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４　普及・啓発など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）地域住民の防災意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）防災訓練などの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）災害時要援護者及びその家族などへの防災意識の啓発・・・9-10
（４）災害時要援護者の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10-11

第３章　災害発生時の対応

１　避難情報などの伝達・避難誘導・安否確認・・・・・・・・・・・12
（１）災害時要援護者への避難情報などの伝達・・・・・・・・・・・12
（２）災害時要援護者の避難誘導と安否確認・・・・・・・・・・・・12-14
２　避難所における支援など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（２）物資・食糧の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

（３）情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（４）相談窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（５）個別のニーズへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17-18
（６）医療班などによる巡回と福祉施設・医療機関などへの移送・18
（７）心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（８）避難所以外の災害時要援護者への支援・・・・・・・・・・・19
（９）ボランティアとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（10）生活リズムの適正保持・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第４章　社会福祉施設などの対策

社会福祉施設などの対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
１　対象とする社会福祉施設など・・・・・・・・・・・・・・・・・20
２　防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（１）災害に備えた食糧・資器材の備蓄・・・・・・・・・・・・・20-21
（２）防災組織の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21-23
（３）災害時要援護者の避難場所の確保・・・・・・・・・・・・・23
（４）防災教育・訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

様式・資料

災害時要援護者対象者台帳（様式１）・・・・・・・・・・・・・・ 24
災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（様式２）・・・・・・・・・・ 25-26
緊急連絡カード（様式３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

＜参考資料＞　プラン策定の経過等・・・・・・・・・・・・・・・・28-30

第１章　総　則

１　策定の目的

本市は、昭和 27 年、昭和 37 年及び平成 15 年に十勝沖を震源とする地震により、大きな被害を受けています。また、市北部には十勝川、東部には札内川の一級河川が流れ、過去に幾度も氾濫を繰り返し、大きな被害をもたらしています。

さらに、亜寒帯気候に位置する本市は、１ 度に １００ｃｍを超える降雪を経験しており、雪害の被害に対しても注意が必要です。

災害は、市民の生命・財産に大きな影響を与えるほか、精神的・肉体的負担は大きなものとなります。特に、近年多発している地震や洪水などでは、犠牲者の多くが、高齢の方や障害を持つ方であることから、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援の充実・強化が早急の課題となっています。

こうしたことから、地域の方々、関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力のもと、避難支援対策を、適切かつ円滑に進めるため、このプランを策定します。

２　策定の考え方

避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、策定の考え方や推進方法などを定めたこの「全体計画」と、今後作成する災害時要援護者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成します。

「全体計画」では、市の推進体制や、「個別計画」の作成方法、災害発生時の対応などの基本的な方針について定めています。

今後作成を進める「個別計画」は、このプランに基づき、要援護者ごとに、「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」（別紙様式２、以下「登録台帳」という。）により登録します。

登録後は、「個別計画作成協議会」が中心となり、一人ひとりの具体的支援について作成し、定期的に要援護者それぞれの状況などに応じて内容の修正・更新を行います。

３　対象とする災害時要援護者

　このプランにおいて対象とする災害時要援護者は、原則として、在宅の方で、災害発生時に安全な場所への避難が、自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な全ての住民を対象とします。
　市では、次に掲げる方々について優先的に把握を進めます。

優先的に把握を進める対象者（以下「優先把握対象者」という。）

○　「ひとり暮らし高齢者」に登録されている方
○　身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が１級又は２級の方
○　介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護３、４又は５と判定された方
○　療育手帳の交付を受けている方
○　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
○　指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている方

４　推進体制

　災害時要援護者の避難支援対策については、全体計画を基に市が中心となって進めますが、要援護者一人ひとりの個別計画作成にあたっては、市関係各課、民生・児童委員、地区連合町内会（自主防災組織）、福祉関係団体（者）などの代表者による「個別計画作成協議会」を立ち上げ、個別計画の作成及び管理を行います。
　なお、「個別計画作成協議会」は、おおむね地区連合町内会単位を基本に地域ごとに組織化を進めます。
　また、個別計画作成にあたり、課題などが生じた場合は、市関係各課、関係機関や福祉団体などをまじえた、意見交換の場を設けるなど、必要に応じて協議・検討し、推進を図ります。

第２章　平常時の対策

１　情報収集など個別計画作成の進め方

(1)　推進体制の整備

災害時要援護者一人ひとりの個別計画の作成や災害時に対応するため、地域ごとに、地域の実情に応じた「個別計画作成協議会」の組織化を進めます。

協議会のメンバーは、おおむね次の関係者などを想定しています。

個別計画作成協議会メンバー（想定）

１　市関係各課

地域福祉課、介護高齢福祉課、障害福祉課、健康推進課、こども課、子育て支援課、市民活動課、観光交流課、危機対策課、消防課など

２　福祉関係機関・団体など

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネージャー、訪問看護ステーションなど

３　防災機関

消防団

４　地域

市町内会連合会、地区連合町内会、単位町内会

⑵　情報の収集方法

情報収集の方法は、広く市民に計画の趣旨、推進体制、方法などを周知し、「手上げ方式」*[1]を基本に災害時要援護者登録希望者を募集します。特に、優先把握対象者については、要援護者対象者台帳を作成し、要援護者登録の意思を確認します。

なお、計画の内容などが正確に伝わるよう、必要に応じて、戸別訪問による「同意方式」*[2]も併用することとします。

*[1] 手上げ方式とは

制度について周知した上で、自ら災害時要援護者名簿などへの登録を希望した方について避難支援計画（個別計画）を作成する方式

*[2] 同意方式とは

消防などの防災関係部局、保健福祉部局、自主防災組織、保健福祉関係者が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、災害時要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握して避難支援計画（個別計画）を作成する方式

⑶　把握する情報

ア　災害時要援護者対象者台帳－別紙様式１－

災害時要援護者の対象者については、関係各課が保有する情報を基に台帳を作成し、情報を共有します。

イ　災害時要援護者登録台帳（個別計画）－別紙様式２－

災害時要援護者の登録については、要援護者が記入し、登録申請に必要事項を記載いただき提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合は、家族の方などと相談しながら把握します。

個別計画の具体的な支援内容などについては、「個別計画作成協議会」が組織化された地域から、要援護者の個別計画作成に取り組み、これらの情報は、市関係各課、個別計画作成協議会、地域支援者*[3]などが共有します。

なお、要援護者の所在情報などにつきましては、効果的・効率的な運用に努めます。

*[3] 地域支援者とは

地域支援者とは、要援護者の安否確認、避難所までの避難誘導や介助、必要な情報の伝達などを行う方で、要援護者本人の意思を尊重した上で、原則２名以上選出し、出来る範囲の支援をお願いするものです。地域支援者は、要援護者の近所にお住まいの方で、避難支援ができる方であれば、職業、年齢などは問いません。

⑷　情報の管理方法

市では、作成した個別計画を、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙の両方で作成・管理します。

電子データで管理する場合は、部外の職員がデータの閲覧などができないように、あらかじめ操作する職員を所属ごとに所属長が指名し、パスワードを与えて管理します。パスワードについては、指定された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。

また、この情報を共有する関係者が、市と同様に電子データとして管理する場合は、データを扱う人を具体的に明らかにし、パスワードは厳正に管理します。

紙で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫で管理するなど、情報を管理する人が責任を持って情報の漏洩防止などに万全の注意を払います。

個別計画に記載されている内容及び情報伝達方法などについて、年１回定期的に確認します。また、内容に変更などがあったときは、個別計画作成協議会と連携を図りながら随時更新し、更新した場合は、共有者全てに新しい情報を提供します。

⑸　情報の守秘義務

個人情報を共有する関係者は、登録台帳を避難支援以外の目的で使用することはできません。また、登録台帳に記載された情報及び支援をする上で知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

２　情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報など必要な情報が要援護者及び家族・地域支援者に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要援護者は、災害時だけでなく平常時においても、要援護者自身に不測の事態が発生した場合には、関係機関などへの連絡や通信の手段を確保する必要もあるため、関係機関と連携しながらその取り組みを進めます。

(1)　避難情報の発表

市は、災害発生のおそれがある場合、避難指示の発表にさきがけて災害時要援護者が避難行動を開始するため、「高齢者等避難」[*4]を発表します。

[*4] 高齢者等避難とは

要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

（帯広市地域防災計画・一般災害対策編第５章第５節　避難対策計画より抜粋）

(2)　避難情報の伝達

市は、「高齢者等避難」などの避難に関する情報を発表したときに、要援護者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、「個別計画作成協議会」と連携し、伝達体制を具体的に定めます。

～　避難情報などの伝達体制のイメージ　～

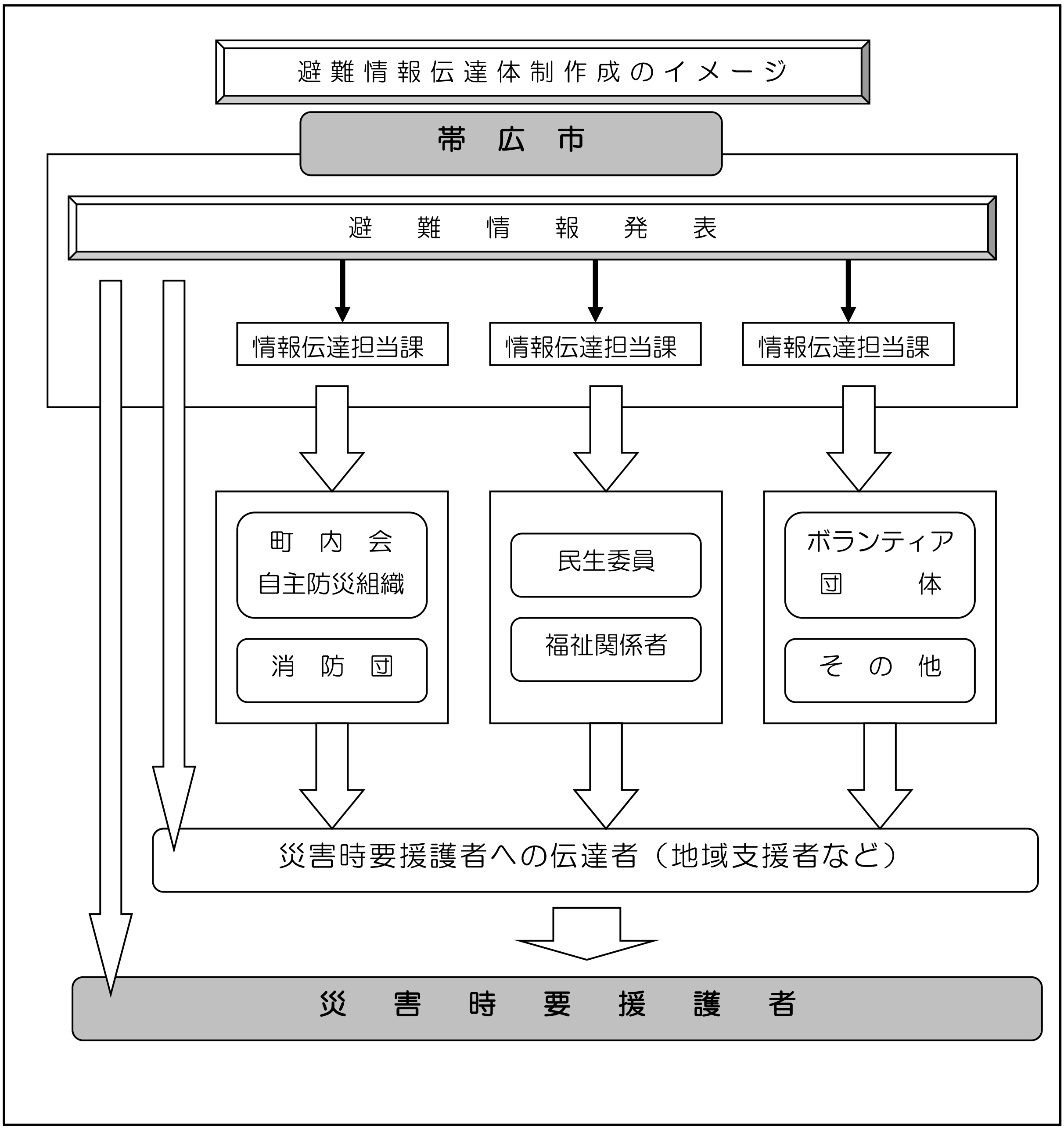

～　情報伝達体制の設定例　～

○○地域の災害時要援護者への情報伝達体制

<table>
<tr><th rowspan="2">市情報伝達担当課名</th><th colspan="3">伝　　達　　先</th><th rowspan="2">災害時要援護者への伝達者氏名・連絡先</th><th rowspan="2">災害時要援護者氏名など</th></tr>
<tr><th>所　属</th><th>氏　名</th><th>連絡先</th></tr>
<tr><td rowspan="4">危機対策課</td><td rowspan="4">町内会長（自主防災組織）</td><td rowspan="4">○○○○</td><td rowspan="4">○○－○○○○</td><td rowspan="2">△△△△
△△－△△△△</td><td>◇◇◇◇</td></tr>
<tr><td>□□□□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">××××
××－××××</td><td>◎◎◎◎</td></tr>
<tr><td>▽▽▽▽</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域福祉課</td><td rowspan="2">民生委員など</td><td rowspan="2">△△△△</td><td rowspan="2">△△－△△△△</td><td rowspan="2">○○○○
○○－○○○○</td><td>◇◇◇◇</td></tr>
<tr><td>□□□□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

３　避難施設の確保

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることになります。要援護者は、一般の避難所での避難生活で支障をきたす場合があることから、安心して生活できるよう、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設などの社会福祉施設と事前に協定を締結するなど、「福祉避難所」として指定できるよう取り組みを進めます。

４　普及・啓発など

災害時要援護者の避難支援などが迅速かつ的確に行われるためには、日ごろから地域住民の防災意識を高めていくことが大切です。

また、災害時に要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、まわりの支援だけでなく、要援護者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

このため、市は、各関係機関と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

(1)　地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識のほか、災害時要援護者の救出や避難誘導などにあたって配慮すべき事項など、要援護者への対応方法についても併せて、普及・啓発を図ります。

(2)　防災訓練などの実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域などで実施する各種の防災訓練において、要援護者の視点を入れた訓練を実施するほか、要援護者が参加する訓練・講習会などを実施します。

(3)　災害時要援護者及びその家族などへの防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、隣近所すべてが被災者という状況も予想されるため、必要な備えについて、災害時要援護者及びその家族や支援者に対し周知することが必要です。

周知にあたっては、簡易な言葉やイラスト付きの文章などを使用するほか、漢字には仮名をふるなど、それぞれの状況に応じた方法で、関係団体の協力を得ながら進めます。

なお、防災に対する正しい知識を要援護者やその家族などに理解をいただくため、講習会や研修会などを実施します。

⑷　災害時要援護者の備え

災害時に要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周囲の支援だけでなく、要援護者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

このため、市は、次の事項などを参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう、要援護者やその家族、地域住民への啓発に努めます。

ア　隣近所や地域の各種団体などとの連携

- 最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダーなどが誰であるか把握しておきます。
- 地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- 市や各地域で実施する防災訓練などへ積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを深めておきます。

イ　必要な支援内容の伝達

災害発生に備え、どのような支援が必要かを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急連絡カード（別紙様式３）に記載するなど準備しておきます。

ウ　避難経路の確認

自宅から避難所までの経路を家族や支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

エ　非常持ち出し品などの準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて非常持ち出し品などをまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に準備しておきます。

特に、薬や医療器具など、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

オ　災害に備えた備蓄

- 飲料水は、一人１日３リットルを目安として、最低１日分、できれば３日分をペットボトルなどの容器に常に用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。
- 缶詰や保存食、菓子など、摂取可能な食糧を最低１日分、できれば３日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

カ　外出時の備え

外出した際に災害にあった場合には、周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容などを伝えられるよう、外出時には、緊急連絡カード（別紙様式３）やブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

キ　住宅の安全対策

- 地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何より重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。
- 家具や大型の電気製品は、市販の固定器具などを使用して確実に固定します。家具などを固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置などをします。
- 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。
- 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止などの措置をとっておきます。

第３章　災害発生時の対応

１　避難情報などの伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、災害時要援護者に的確に情報を伝達し、「個別計画作成協議会」による支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

(1)　災害時要援護者への避難情報などの伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報などを伝達します。

災害時には、電話回線や電力の寸断などにより、電話や携帯電話などを使用した情報伝達ができなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

(2)　災害時要援護者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察などによる体制が整うまでの間は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。

あらかじめ個別計画で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や「個別計画作成協議会」が協力しながら、要援護者の避難誘導を行います。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実に行うため、平常時に把握しておいた情報などに基づき、避難所において、避難した要援護者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民などからも状況を把握します。

安否が確認できない要援護者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていないなどの理由で情報が登録・共有されていない要援護者についても、要援護者対象者台帳をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

避難誘導を実施する際に配慮すべき事項はおおむね次のとおりです。

区　　分	配　慮　す　べ　き　事　項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	・　毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、おぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使うなど個人の状態に応じた方法をとります。 ・　日ごろから服用している薬を携帯するよう指示します。
認知症高齢者	・　努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。 ・　一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・　不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。激しい興奮状態が続くときには、家族などが付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。
視覚障害者	・　座布団などで頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。 ・　支援者のひじの上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにしましょう。 ・　あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に示します。
聴覚障害者 言語障害者	・　手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボードなど）、身振りなどで状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモなどでの情報提供をします。
肢体不自由者	・　自力で移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具などが転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 ・　自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャーなどの移動用具の確保や移動の援助者の応援などを行います。
内部障害者	・　常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。
知的障害者	・　緊急連絡カード、療育手帳、笛及びブザーや普段から服用している薬などを携帯するよう指示し、氏名や連絡先などを縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えをうながします。 ・　努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。 ・　一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。

区　　分	配慮すべき事項
知的障害者（つづき）	• 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応します。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関などへ相談します。
精神障害者	• 緊急連絡カード及び精神障害者保健福祉手帳などや普段から服用している薬を携帯するよう指示します。 • 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。 • 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 • 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。 • 強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関などへ相談します。
自閉症者	• できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。
乳幼児	• 保護者がいない場合は、近隣住民などの協力を求めます。
妊産婦	• 避難時の転倒などによる流早産のおそれがある場合には、家族などが付き添うように協力を求めます。 • 出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い出産時の協力を求めます。
外国人	• 日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振りなども含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。 • 外国語などが話せる近隣の住民などの協力を求めます。

２　避難所における支援など

避難所へ避難したあとは、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、災害時要援護者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となる場合が想定されるため、全体計画や個別計画を踏まえ、要援護者に対して十分な配慮を行います。

(1)　避難所の運営

災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう、次の点に留意します。

ア　災害時要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入が楽な場所などを確保します。

イ　こころの健康の観点から、基本的な生活環境を保つため、テレビやラジオの確保をはじめ、長期化する場合は、トイレ、冷暖房などの確保・設置など、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

ウ　出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの設置、畳を敷くなどの配慮に努めます。

エ　感染予防のための必要な衛生管理に配慮します。

⑵　物資・食糧の調達

災害時要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要となる生活物資などについて、調達・供給に努めます。

特に、要援護者の必要となる物資などについては、次のようなものが想定されます。

区分	想 定 さ れ る 物 資 な ど
高齢者	車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡など
障害者	ファクシミリ、掲示板、筆記用具、メモ帳、補装具、ベッド、車いす、簡易トイレ、紙おむつなど
乳幼児	ほ乳瓶、粉ミルク、離乳食、紙おむつ、おしりふき、乳幼児用肌着など

また、食糧については、できる限り、やわらかく温かい食事を提供し、飲料水も十分に配布できるよう配慮します。

⑶　情報の提供

災害発生直後は、情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ、市からの情報などを的確に災害時要援護者へ提供していくことが必要です。

このため、情報提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙、音声、外国語など、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字には仮名をふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でもわかりやすい表示に努めます。

⑷　相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは、心身の状態など一人ひとり異なっていることから、具体的な要援護者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設けるなど、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者などの配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談などを実施します。

⑸　個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談などによって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するように努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

ア　高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣などの対応が必要です。トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節に配慮します。徘徊（はいかい）の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携するなどの配慮が必要です。

イ　視覚障害者

情報については、放送や拡声器などにより音声を繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳などに努めます。

白杖などの補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張るなど、移動が安全にできるよう配慮します。

ウ　聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送など）を実施する場合は、文字での掲示を実施し、手話通訳者などの配置について配慮します。

紙や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字には仮名をふるように配慮します。

補聴器などの補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

エ　肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレをできるだけ近い場所に確保します。

車いすや補装具など日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

オ　知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になるおそれもあるため、間仕切りをしたり、部屋を確保するよう配慮します。

また、服薬が必要なことが多いことから、医療機関との連携に努めます。

カ　人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが必要なため、その対象者を把握し、医療機関と連携を図りながら対応します。

キ　難病患者

特殊な医療機器や医薬品などを常時使用する必要がある場合が多く、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療機関への収容などについても調整します。

ク　妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保します。

ケ　外国人

日本語が理解できない外国人については、避難所の中に外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳者などの派遣をします。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮します。

⑹　医療班などによる巡回と福祉施設・医療機関などへの移送

障害の重度化や合併症の予防などの観点から、医師や看護師、保健師、栄養士などが避難所を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉施設や医療機関などへの移送を検討します。

(7)　心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積などによる体調の変調や、外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家などの協力を得ながら、心のケアを実施します。

(8)　避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗があるなどの理由から、自宅車庫や自家用車内などで避難生活を送る人も発生することが想定されます。

狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている要援護者については、「個別計画作成協議会」の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケアなどを実施します。

また、被災をまぬがれた要援護者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者などとも協力しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

(9)　ボランティアとの連携

大規模な災害や避難生活が長期化する場合では、災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うには、ボランティアの活動が被災者にとり、大きな力となります。

このため、要援護者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受入体制を整備するなど、ボランティアが効果的に活動できるようなコーディネート体制をつくります。

(10)　生活リズムの適正保持

災害時要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があります。災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから、要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間などの遵守、体操など適度な運動の励行）を確保します。

第４章　社会福祉施設などの対策

社会福祉施設などの対策

災害時要援護者が多数入院・入所（居）している医療機関や社会福祉施設については、災害が発生した場合、多数の犠牲者が出ることや、避難・誘導などに多くの困難が予想されており、普段から防災対策を万全にしておかなければなりません。被害を最小限度に食い止めるために、各施設に防災対策を働きかけます。

１　対象とする社会福祉施設など

この計画における社会福祉施設などとは、次のとおりです。

○　医療法で定める病院、診療所、助産所とする。ただし、診療所、助産所については、入院施設を有する施設

○　社会福祉法で定める第１種社会福祉事業及び第２種社会福祉事業を行う施設のうち、災害時要援護者が入所（居）する施設

○　その他、上記に準じる施設として市長が認める施設

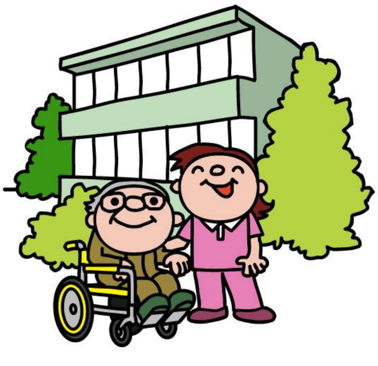

２　防災対策

防災対策は、「帯広市地域防災計画」に基づき、次の項目について、推進します。

(1) 災害に備えた食糧・資器材の備蓄

災害時の電気・水道などのライフラインが寸断された場合に備え、施設入所者が最低３日間程度の生活維持に必要な食糧・飲料・医薬品などの備蓄、及び施設機能の応急復旧に必要な防災資器材の整備が必要です。

＜参考＞

備蓄品名	目標数の目安
食糧品	災害発生から最低 3 日間分の食糧の備蓄を心がけましょう。また、災害時要援護者に配慮した、食糧備蓄が必要となります。
飲料	災害発生から最低 3 日間分の飲料水の備蓄を心がけましょう。一般に１人１日３リットルといわれています。
暖房用品	厳寒期の災害発生時は、暖房機器が機能しないことが予想されます。毛布、使い捨てカイロなどの備蓄を心がけましょう。
調整粉乳	0 歳児を預かる施設では、１人１日 140ｇが必要といわれています。
大人用紙おむつ	１人１日に８枚程度が必要といわれています。
子供用紙おむつ	１人１日に８枚程度が必要といわれています。
トイレ	大人のし尿排泄は平均で 5 回／人、量 1.37 リットルといわれており、１人１日に５回分のトイレが必要になります。
救助用資器材	スコップ、カナテコ、鋸、ロープ、ジャッキなど
照明・発電機など	投光機、発電機など
冷・暖房機器	扇風機、石油ストーブなど
情報伝達用器具	携帯ラジオ、懐中電灯、ろうそくなど
通信情報伝達用器具	トランシーバー、携帯無線、メガフォンなど
搬送用資器材	ストレッチャー、担架、リヤカー、車いすなど

(2) 防災組織の整備

災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておくことはとても重要です。特に、冬期や夜間の災害発生に備え、消防機関などへの通報連絡や、入所者の避難誘導体制に十分配慮した防災組織の整備が必要です。

ア　職員の参集と役割分担計画の作成

- 職員の居住場所や通勤手段を考慮して、災害発生時参集職員の把握を行う。
- 日常時及び災害時の職員の役割分担を明確にし、防災組織を確立する。

防　災　組　織　図

（平常時）

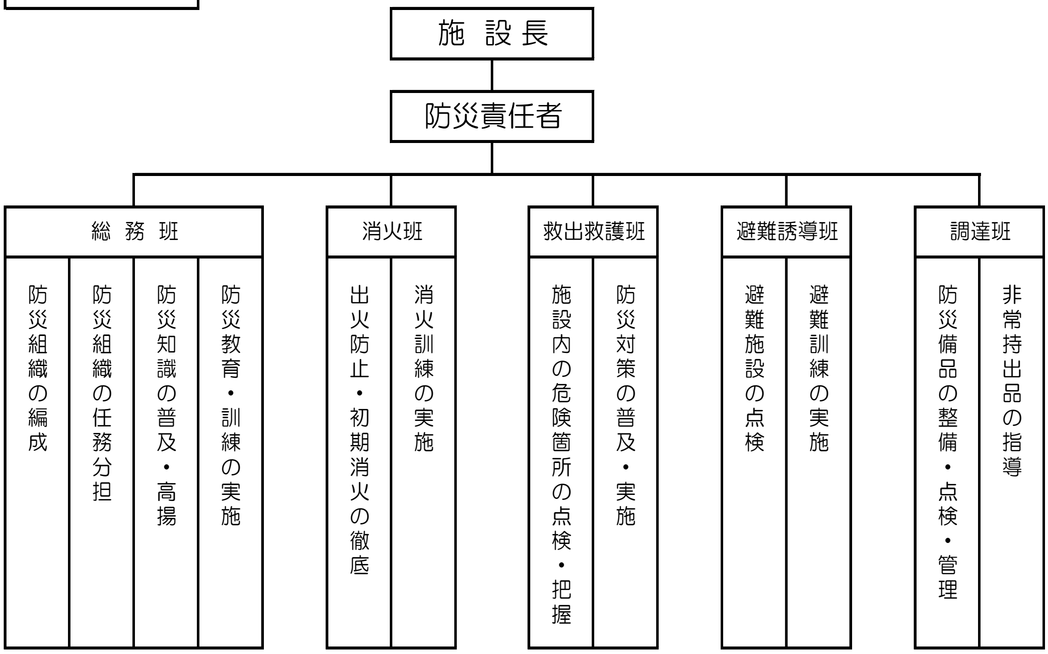

（災害時）

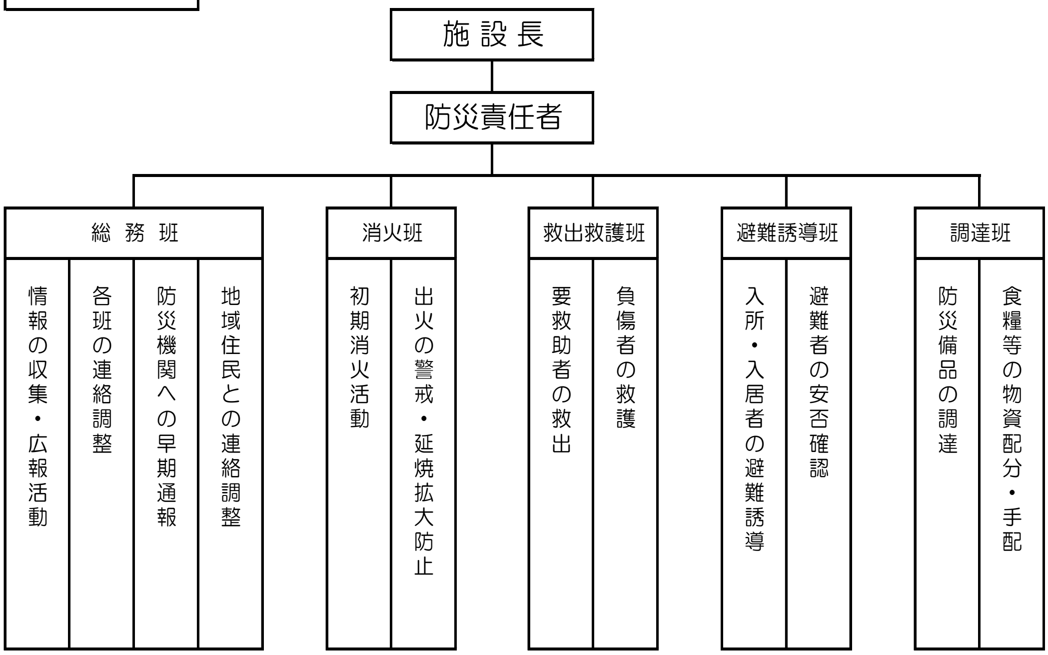

イ　被災情報収集と連絡体制の整備

災害発生時の被災情報の収集や、職員への連絡体制は、きわめて重要です。災害時は、電話、ＦＡＸ回線の遮断などで使用できない可能性が高いことから、職員の出動（参集）基準を定めておくことが必要です。また、消防機関などへ早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど、緊急連絡体制を確保することが必要です。

ウ　地域社会との連携

災害が発生した場合は、職員だけでは対応が困難な場合が多く、地域住民やボランティア組織と連携を強くしておくことが必要です。近隣施設・住民との合同訓練を実施し、施設の避難訓練への参加などを通じて実態を十分認識してもらい、緊急時における応援・協力体制の確保が必要です。

⑶　災害時要援護者の避難場所の確保

洪水時の避難指示や、地震による施設の損壊なども予想されることから、入所者の収容避難所を確保するため、近隣施設、病院、社会福祉施設など相互の連携体制を確立しておくことが必要です。また、災害時要援護者のほか、一般の高齢者などの受入を要請されることが想定されることから、「福祉避難所」として、対応できるよう検討を行うことが必要です。

⑷　防災教育・訓練の実施

施設職員や入所者が、災害時などに関する基礎的な知識や行動について理解を深めるため、防災教育・防災訓練を定期的・計画的に実施することが必要です。特に、冬期や夜間の災害発生を想定した訓練や、災害の規模を考えた訓練など、画一的な防災訓練にならないよう配慮が必要です。

【様式１】

災害時要援護者対象者台帳

番号	氏　　名	フリガナ（半角）	性別	生年月日	年齢	区分	住所	町内会名	避難所	電話番号	要援護の有無○・×	登録台帳有無○・×	避難確認	備　　考

【様式２】

申請日　　　年　　月　　日

災害時要援護者登録申請書　兼　登録台帳（個別計画）

氏名（フリガナ）		性別		生年月日	年　月　日(満　　歳)
郵便番号 住所	〒　－ 帯広市				

電話番号	（自宅）　－　－	居住町内会	地区連合町内会
	（FAX）　－　－		
	（携帯）　－　－		町内会

災害時要援護者区分（あなたが該当するすべてに、☑を付けてください。）

☐ひとり暮らし高齢者　☐身体障害者手帳１級又は２級　☐要介護認定３、４、又は５

☐療育手帳保持者　☐精神障害者保健福祉手帳保持者　☐指定難病等（病名：　　）

☐上記以外（支援を希望する理由：　　）

あなたが受けたい支援に、☑を付けてください。

☐ 避難時要介助（避難する時に、誰かに介助して欲しい）

☐ 避難時誘導（自力歩行は可能なので、避難場所まで誘導して欲しい）

☐ 避難情報伝達（避難指示などが出た場合に、情報を伝えて欲しい）

緊急時の家族等の連絡先	氏名（フリガナ）	続柄	住所	電話番号（携帯）
				－　－
				－　－
				－　－

帯広市長　　　　　　　　様

私は、帯広市災害時要援護者支援計画の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た個人情報を、市が個別計画作成協議会（市、消防、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織などで組織）に提供することを承諾します。

申請者　住所

氏名

代理記載者　住所

氏名

登録者との関係（　　　　　）

【個　別　計　画】　　（　　　　　　個別計画作成協議会）

地域支援者	連合町内会		町内会	民生委員	
	氏　名	関係・続柄	住　所	携帯電話番号	
				－　－	
				－　－	
				－　－	

避難指示等の情報伝達の方法	市 →　　→　　→ 留意事項（　　　　）
避難場所までの経路	要援護者宅 ⇒ （一時集合場所）（　　　） ⇒ （避難所）
避難誘導の方法	
避難時の携行品等	
避難所での留意事項	
避難経路図等	

登録者情報	掛かりつけ医療機関	[TEL　－　]	担当医師	
	既往・現病歴			
	通所・訪問の施設名	[TEL　－　]	担当者名	
	住宅の状況	年建築	構　造	木造・準耐火・耐火・その他
	寝室の位置		耐震診断	
	緊急通報システム			

作成履歴	年　月　日　新規作成	年　月　日　更新
	年　月　日　更新	年　月　日　更新
	年　月　日　更新	年　月　日　更新
	年　月　日　更新	年　月　日　更新
備　考		

【様式3】

表

帯広市 災害時要援護者登録証 兼 緊急連絡カード

No.　　　　　　　　　　登 録 日

フ リ ガ ナ		性　別
氏　名		
住　所		
生 年 月 日		
電　話		

裏

緊急連絡先

1

2

掛かりつけ医療機関

1

2

既往・現病歴

※このカードを拾われた方は、お手数でもこちらまでご連絡ください。
帯広市総務部危機対策課危機対策係　電話0155-65-4103

＜参考資料＞プラン策定の経過等

◇　庁内検討会議

実施年月日	会　議　な　ど（主な内容）
平成20年7月30日	●災害時要援護者避難支援計画策定にかかる事前会議 ・計画策定にかかる今後方針を決定
平成20年11月19日	●第１回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・災害時要援護者対象者の選定について ・社会福祉施設などの対策について
平成20年12月18日	●第２回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・全体計画（案）について ・社会福祉施設などの対策について
平成21年1月26日	●第３回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・災害時要援護者登録に向けた具体的作業 ・全体計画（案）について
平成21年3月25日	●第４回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・全体計画案について（素素案の決定） ・今後の方針
平成21年4月16日	●災害時要援護者避難支援計画策定にかかる経過説明会 ・計画策定に関する経過説明 ・今後の方針
平成21年7月16日	●第５回災害時要援護者避難支援計画策定にかかる庁内会議 ・要援護者対象者の把握作業について ・個人情報の目的外使用及び外部提供について

◇　帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議

実施年月日	会　議　な　ど（主な内容）
平成21年5月29日	帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議の設置
平成21年5月29日	●第１回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・計画概要について ・災害時要援護者対象者の範囲について ・災害時要援護者対象者の把握作業について ・全体計画（案）について
平成21年7月21日	●第２回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・災害時要援護者対象者の範囲について ・災害時要援護者対象者の把握作業について ・全体計画（案）について
平成21年9月10日	●第３回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・全体計画（修正案）について ・その他
平成21年11月9日	●第４回帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議 ・検討会議の意見総括
平成21年11月16日	●帯広市災害時要援護者避難支援計画に関する検討会議 ・検討結果報告書を総務部長に提出

◇　帯広市災害時要援護者避難支援対策検討会議メンバー

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">機　　関　　名</th><th>職</th></tr>
<tr><td rowspan="12">関係団体</td><td colspan="2">帯広市町内会連合会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">北海道民生委員児童委員連盟帯広支部</td><td>支部長</td></tr>
<tr><td colspan="2">帯広市社会福祉協議会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">帯広市老人クラブ連合会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">帯広市ボランティア連絡協議会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本赤十字社帯広市地区奉仕団</td><td>委員長</td></tr>
<tr><td colspan="2">帯広市介護支援専門員連絡協議会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域包括支援センター</td><td>帯広市社会福祉協議会</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td>帯広至心寮</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td>愛仁園</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td>帯広けいせい苑</td><td>センター長</td></tr>
<tr><td colspan="2">帯広市福祉施設連絡協議会</td><td>会長</td></tr>
<tr><td>北海道</td><td colspan="2">十勝保健福祉事務所</td><td>保健福祉企画課主幹</td></tr>
<tr><td>警　察</td><td colspan="2">帯広警察署</td><td>警備課長（地域課長）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消　防</td><td colspan="2">消防署</td><td>警防課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団</td><td>団長</td></tr>
<tr><td rowspan="11">帯広市</td><td colspan="2" rowspan="2">総務部</td><td>総務課長</td></tr>
<tr><td>防災担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">保健福祉部</td><td>社会課長</td></tr>
<tr><td>高齢者福祉課長</td></tr>
<tr><td>介護保険課長</td></tr>
<tr><td>障害福祉課長</td></tr>
<tr><td>健康推進課長</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">こども未来部</td><td>子育て支援課長</td></tr>
<tr><td>こども課長</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">市民活動部</td><td>親善交流課長</td></tr>
<tr><td>市民活動推進課長</td></tr>
</table>

◇　おびひろ避難支援プラン（全体計画）

平成２２年　２月　「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」策定

９月　優先把握対象者に対し災害時要援護者登録の意思確認のための文書を発送

１０月　未返送の優先把握対象者について、登録の意思確認作業を民生・児童委員に依頼

１２月　「災害時要援護者避難支援の手引き」策定

平成２９年　３月　「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」の改訂

（改訂内容）

優先把握対象者に指定難病等の特定医療費受給者証の交付を受けている者を追加、消防組織の広域化及び避難情報の名称変更に伴う変更

令和３年　３月　「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂

（改訂内容）

組織再編による修正、押印廃止に伴う様式の修正

令和３年　５月　「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂

（改訂内容）

避難情報の名称変更に伴う修正

令和５年　３月　「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」の改訂

（改訂内容）

性別記載欄の見直しに伴う様式の修正

おびひろ避難支援プラン（全体計画）
～帯広市災害時要援護者避難支援計画～
平成２２年2月　策定
平成２９年3月　改訂
令和３年３月　改訂
令和３年５月　改訂
令和５年３月　改訂
発　行　　帯広市
編　集　　総務部危機対策課